



賢く身近に！ セルフメディケーション

～日本語で自己服薬～

2017年1月1日から、医療費控除の特例として「セルフメディケーション税制」が始まりました。

個人の健康増進や、疾病予防を目的に始まった制度です。薬局やドラッグストアなどで購入された「薬」に対する税の負担を軽くする制度です。税制なのでルールがありますので当てはまる人には得になります。医療と健康のほかに、税制度も関わっています。痛み止め、花粉症の薬、水虫の薬など、よく利用する薬が対象になっています。セルフ、すなわち自分で体の状態をみてメディケーション、つまり薬をのむ。・・・自己管理ってなんだかカッコいい感じ。ましてやお得?! 健康の意識や、病院行こうかなあ、という受診行為を見直してみませんか? もちろん、からだの症状に対する治療や薬はさまざまなので、病院の受診も大切です。持病がある方は定期受診は必須であり、税制度としても病院から薬をもらった方がいい場合が多いでしょう。

<セルフメディケーション税制>

健康の維持増進および疾病の予防の取り組みを行う個人が平成29年1月1日～平成33年12月31日の間に、自己または生計を共にする配偶者その他の親族に関わるスイッチOTC医薬品の購入の対価を支払った際、その金額（1万2千円～最大で8万8千円）について、その年の総所得金額から控除を受けられるもの。

「厚生労働省HPより」

セルフメディケーション

税 控除 対象

具体的なポイント・・・

- ①「健康を意識して特定健康診査や予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診を受けている人」が対象。
- ②確定申告で行う。
- ③対象となる医薬品には目印がある。
- ④従来の医療費控除と一緒に使えない。
- ⑤生計を共にする者を含む。詳細は厚生労働省や、国税庁のホームページなどを参考に！



比較表(簡易版)

	+	-
	医療費控除	セルフメディケーション税制
対象額	10万円以上	1万2,000円以上
上限額	200万円	8万8,000円
対象	治療費、医薬品購入費、検査費用など	OTC医薬品のみ
申告時に必要なもの	レシート(領収書)、源泉徴収票	